

福岡県公報

令 和 7 年 3 月 14 日
第 579 号

目 次

告 示 (第160号 - 第176号)

○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○石油コンビナート等災害防止法第2条第5号に規定する第二種事業 所への指定の解除	(消防防災指導課)	2
○石油コンビナート等災害防止法第2条第5号に規定する第二種事業 所の指定	(消防防災指導課)	2
○保安林予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	3
○道路の区域の変更	(道路維持課)	3
○道路の供用の開始	(道路維持課)	3
○道路の区域の変更	(道路維持課)	3
○道路の区域の変更	(道路維持課)	4
○道路の区域の変更	(道路維持課)	4
○道路の供用の開始	(道路維持課)	4
○道路の区域の変更	(道路維持課)	4
○道路の区域の変更	(道路維持課)	5
○道路の供用の開始	(道路維持課)	5
○道路の供用の開始	(道路維持課)	5
○道路の区域の変更	(道路維持課)	5
○情報通信の技術を利用して行う知事の所管する行政手続等	(情報政策課)	6

公 告

○都市計画の図書の写しの縦覧	(都市計画課)	10
○福岡県行政手続条例に基づく意見募集	(こども福祉課)	10
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	10
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	11
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	11
○長峡川水系に係る河川整備計画	(河川整備課)	11
○諏訪川(関川)水系に係る河川整備基本方針	(河川整備課)	11
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	11
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	12
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	12
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	12
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	12
○事業計画の変更に係る都市計画事業の施行	(公園街路課)	12
○土地改良区の定款の変更の認可	(農村森林整備課)	13
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	13
○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(子育て支援課)	13

公安委員会

○技能検定員審査の実施	(警察本部運転免許試験課)	14
-------------	---------------	----

雑 報

○西日本宝くじの発売	(財 政 課)	15
○西日本宝くじの発売	(財 政 課)	15
○西日本宝くじの発売	(財 政 課)	16
○西日本宝くじの発売	(財 政 課)	17
○西日本宝くじの発売	(財 政 課)	17
○西日本宝くじの発売	(財 政 課)	18
○西日本宝くじの発売	(財 政 課)	18
○西日本宝くじの発売	(財 政 課)	19
○西日本宝くじの発売	(財 政 課)	19
○西日本宝くじの発売	(財 政 課)	20

- 西日本宝くじの発売 (財政課) ……………21
- 西日本宝くじの発売 (財政課) ……………21
- 西日本宝くじの発売 (財政課) ……………22
- 西日本宝くじの発売 (財政課) ……………22
- 西日本宝くじの発売 (財政課) ……………23
- 西日本宝くじの発売 (財政課) ……………24
- 西日本宝くじの発売 (財政課) ……………24
- 審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱の規定に基づく意見募集の結果 (生活衛生課) ……………25

告 示

福岡県告示第160号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年3月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
直 方	県 道	福 岡 直 方 線	前	直方市大字山部620番20先から 直方市新町一丁目666番3先まで	12.8 ～ 135.6	682.4
			後	直方市大字山部620番20先から 直方市新町一丁目666番3先まで	12.8 ～ 135.6	

福岡県告示第161号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧

に供する。

令和7年3月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
朝 倉	県 道	朝 倉 小石原 線	前	朝倉市黒川1654番3先から 朝倉市黒川1649番先まで	5.0 ～ 12.1	107.0
			後	朝倉市黒川1654番3先から 朝倉市黒川1649番先まで	5.0 ～ 12.1	
			後	朝倉市黒川1654番3先から 朝倉市黒川1649番先まで	5.0 ～ 14.1	115.9

福岡県告示第162号

昭和62年3月福岡県告示第409号で告示した次に掲げる事業所の石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第2条第5号に規定する第二種事業所への指定を解除したので、告示する。

令和7年3月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

特別防災区域名	事業所名	所在地	指定解除年月日
福岡地区	増田石油株式会社 福岡油槽所	福岡市中央区荒津一丁目1番7号	令和7年3月5日

福岡県告示第163号

石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第2条第5号の規定に基づき、第二種事業所を次のように指定したので、告示する。

令和7年3月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

特別防災区域名	事業所名	所在地	指定年月日
福岡地区	ハタエ石油株式会社 福岡油槽所	福岡市中央区荒津一丁目1番7号	令和7年3月5日

福岡県告示第164号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

令和 7 年 3 月 14 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 保安林予定森林の所在場所

大野城市大字牛頸667の38、667の62、667の63、667の66から667の70まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

大字牛頸667の38・667の62・667の63・667の66から667の68まで（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び大野城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第165号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 3 月 14 日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
京 築	国 道	496号	前	京都郡みやこ町犀川帆柱2番2先から 京都郡みやこ町犀川帆柱4番1先まで	15.0 ～ 19.2	17.0
			後	京都郡みやこ町犀川帆柱2番2先から 京都郡みやこ町犀川帆柱4番1先まで	18.1 ～ 30.6	17.0

福岡県告示第166号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和7年3月14日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 3 月 14 日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
京 築	496号	京都郡みやこ町犀川帆柱2番2先から 京都郡みやこ町犀川帆柱4番1先まで

福岡県告示第167号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 3 月 14 日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
京 築	県 道	福 吉 土 富 線	前	築上郡上毛町大字土佐井295番先から 築上郡上毛町大字土佐井887番 2 先まで	6.2 ～ 10.0	23.0
			後	築上郡上毛町大字土佐井295番先から 築上郡上毛町大字土佐井887番 2 先まで	6.2 ～ 10.6	23.0

福岡県告示第168号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年3月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
京 築	国 道	496号	前	京都郡みやこ町犀川上伊良原458番1先から 京都郡みやこ町犀川上伊良原768番2先まで	10.6 ～ 30.9	500.0
			後	京都郡みやこ町犀川上伊良原458番1先から 京都郡みやこ町犀川上伊良原768番2先まで	10.6 ～ 26.0	500.0

福岡県告示第169号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年3月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
京 築	県 道	犀 川 前 線	前	築上郡築上町大字寒田1993番11先から 築上郡築上町大字寒田1985番 1 先まで	5.7 ～ 11.0	216.0
			前	築上郡築上町大字寒田1993番11先から 築上郡築上町大字寒田1985番 1 先まで	8.5 ～ 24.3	200.0
			後	築上郡築上町大字寒田1993番11先から 築上郡築上町大字寒田1985番 1 先まで	8.5 ～ 22.1	200.0

福岡県告示第170号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和7年3月14日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年3月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
久留米	藤 田 日 吉 町 線	久留米市西町223番3先から 久留米市西町219番8先まで

福岡県告示第171号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年3月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
久留米	県 道	北川内 草 野 線	前	久留米市草野町草野1060番1先から 久留米市草野町草野1061番1先まで	5.6 ～ 20.6	130.5
			後	久留米市草野町草野1060番1先から 久留米市草野町草野1061番1先まで	5.6 ～ 22.3	130.5
			前	久留米市草野町草野1061番1先から 久留米市草野町草野1062番1先まで	5.2 ～ 7.5	10.8
			後	久留米市草野町草野1061番1先から 久留米市草野町草野1062番1先まで	22.5 ～ 22.8	10.8

福岡県告示第172号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年3月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
朝 倉	県 道	塔 瀬 十 字 字 線 小 郡	前	朝倉市三奈木2702番2先から 朝倉市中島田183番15先まで	7.6 ～ 19.2	776.0
			後	朝倉市三奈木2702番2先から 朝倉市中島田183番15先まで	7.6 ～ 20.2	776.0

福岡県告示第173号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和7年3月14日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧

に供する。

令和7年3月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
朝 倉	塔 瀬 十 字 字 線 小 郡	朝倉市三奈木2702番2先から 朝倉市石成155番1先まで

福岡県告示第174号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和7年3月14日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年3月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
朝 倉	386号	朝倉市三奈木2756番1先から 朝倉市牛鶴14番1先まで

福岡県告示第175号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年3月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
朝 倉	国 道	386号	前	朝倉郡筑前町篠隈184番1先から朝倉郡筑前町篠隈185番7先まで	8.6 ～ 10.2	33.0
			後	朝倉郡筑前町篠隈184番1先から朝倉郡筑前町篠隈185番7先まで	11.5 ～ 13.1	

福岡県告示第176号

知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年福岡県規則第25号）第3条の規定に基づき、次のように情報通信の技術を利用して行う手続等の根拠となる法令又は条例等の名称及び条項、当該使用の開始日並びに対象手続を公示する。

令和7年3月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 情報通信の技術を利用して行う手続等のうち電子署名を要する申請等の根拠となる法令又は条例等の名称及び条項、当該使用の開始日並びに対象手続

手続等の根拠となる法令又は条例等の名称	条項	使用の開始日	対象手続
地方税法（昭和25年法律第226号）	第394条	令和7年3月15日	固定資産申告
福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号）	第3条第1項	令和7年4月1日	福岡県計量振興対策事業費補助金交付の申請
福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号）	第3条第1項、第5条第1項第1号	令和7年4月1日	福岡県計量振興対策事業費補助金の申請事項及び内容の変更の申請
福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号）	第5条第1項第3項	令和7年4月1日	福岡県計量振興対策事業費補助金中止（廃止）申請
福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号）	第3条第1項	令和7年4月1日	福岡県運輸事業振興助成交付金交付の申請
福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号）	第3条第1項、第5条第1項第1号	令和7年4月1日	福岡県運輸事業振興助成交付金の申請事項及び内容の変更の申請

福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号）	第3条第1項	令和7年4月1日	福岡県消費・安全対策交付金交付の申請
福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号）	第3条第1項、第5条第1項第1号	令和7年4月1日	福岡県消費・安全対策交付金の申請事項及び内容の変更の申請
福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号）	第5条第1項第3号	令和7年4月1日	福岡県消費・安全対策交付金中止（廃止）申請

- 2 情報通信の技術を利用して行う手続等のうち電子署名を要しない申請等の根拠となる法令又は条例等の名称及び条項、当該使用の開始日並びに対象手続

手続等の根拠となる法令又は条例等の名称	条項	使用の開始日	対象手続
計量法（平成4年法律第51号）	第40条、第46条第1項、第51条第1項	令和7年4月1日	特定計量器（製造・修理・販売）事業届出
計量法（平成4年法律第51号）	第42条第1項及び第3項、第46条第2項、第51条第2項	令和7年4月1日	特定計量器（製造・修理・販売）事業届出書記載事項変更届出
計量法（平成4年法律第51号）	第45条、第46条第2項、第51条第2項	令和7年4月1日	特定計量器（製造・修理・販売）事業廃止届出
計量法（平成4年法律第51号）	第70条	令和7年4月1日	特定計量器検定申請
計量法（平成4年法律第51号）	第75条第1項	令和7年4月1日	装置検査申請
計量法（平成4年法律第51号）	第91条第2項	令和7年4月1日	品質管理方法検査申請
計量法（平成4年法律第51号）	第95条第1項ただし書	令和7年4月1日	基準適合義務免除の届出
計量法（平成4年法律第51号）	第102条第1項	令和7年4月1日	基準器検査申請
計量法（平成4年法律第51号）	第107条	令和7年4月1日	計量証明事業登録申請
計量法（平成4年法律第51号）	第110条第1項前段	令和7年4月1日	計量証明事業規程届出
計量法（平成4年法律第51号）	第110条第1項後段	令和7年4月1日	計量証明事業規程変更届出
計量法（平成4年法律第51号）	第114条、第62条第1項	令和7年4月1日	計量証明事業登録申請書記載事項変更届出

計量法（平成4年法律第51号）	第114条、第65条	令和7年4月1日	計量証明事業廃止届出
計量法（平成4年法律第51号）	第116条第1項	令和7年4月1日	計量証明検査申請
計量法（平成4年法律第51号）	第127条第1項及び第2項	令和7年4月1日	適正計量管理事業所指定申請
計量法（平成4年法律第51号）	第127条第3項	令和7年4月1日	適正計量管理事業所検査申請
計量法（平成4年法律第51号）	第133条、第62条第1項	令和7年4月1日	適正計量管理事業所指定申請書記載事項変更届出
計量法（平成4年法律第51号）	第133条、第65条	令和7年4月1日	適正計量管理事業廃止届出
計量法施行規則（平成5年通商産業省令第69号）	第46条第1項	令和7年4月1日	計量証明事業者登録証再交付申請
計量法施行規則（平成5年通商産業省令第69号）	第48条	令和7年4月1日	計量証明事業者登録簿謄本の交付（閲覧）請求
地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）	第5条第3項	令和7年4月1日	定款の変更認可申請
地方公務員等共済組合法施行令（昭和37年政令第352号）	第67条第5項第1号		
地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）	第5条第7項	令和7年4月1日	定款の変更報告
地方公務員等共済組合法施行令（昭和37年政令第352号）	第67条第5項第1号		
地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）	第17条第2項	令和7年4月1日	運営規則の変更報告
地方公務員等共済組合法施行令（昭和37年政令第352号）	第67条第5項第2号		
地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）	第23条第1項ただし書	令和7年4月1日	借入金の承認申請
地方公務員等共済組合法施行令（昭和37年政令第352号）	第67条第5項第5号		
地方公務員等共済組合法施行令（昭和37年政令第352号）	第16条第4項	令和7年4月1日	資金運用承認申請
住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）	第3条第3項	令和7年4月1日	住居表示の実施報告
地方自治法（昭和22年法律第67号）	第7条第1項	令和7年4月1日	市町村の廃置分合又は境界変更に係る申請
地方自治法（昭和22年法律第67号）	第252条の2の2第2項	令和7年4月1日	協議会の設置の届出

地方自治法（昭和22年法律第67号）	第252条の7第3項、第252条の2の2第2項	令和7年4月1日	機関等の共同設置の届出
地方自治法（昭和22年法律第67号）	第252条の14第3項、第252条の2の2第2項	令和7年4月1日	事務の委託の届出
地方自治法（昭和22年法律第67号）	第284条第2項	令和7年4月1日	一部事務組合の設立許可申請
地方自治法（昭和22年法律第67号）	第284条第3項	令和7年4月1日	広域連合の設立許可申請
地方自治法（昭和22年法律第67号）	第286条第1項	令和7年4月1日	一部事務組合の規約変更許可申請
地方自治法（昭和22年法律第67号）	第286条第2項	令和7年4月1日	一部事務組合の規約変更届出
地方自治法（昭和22年法律第67号）	第286条の2第4項	令和7年4月1日	脱退による一部事務組合の解散届出
地方自治法（昭和22年法律第67号）	第288条	令和7年4月1日	一部事務組合の解散届出
地方自治法（昭和22年法律第67号）	第291条の3第1項	令和7年4月1日	広域連合の規約変更許可申請
地方自治法（昭和22年法律第67号）	第291条の3第3項	令和7年4月1日	広域連合の規約変更届出
地方自治法（昭和22年法律第67号）	第291条の3第4項	令和7年4月1日	国又は都道府県からの事務の配分による広域連合の規約変更届出
地方自治法（昭和22年法律第67号）	第291条の10第1項	令和7年4月1日	広域連合の解散許可申請
福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号）	第13条	令和7年4月1日	福岡県計量振興対策事業費補助金の実績報告
福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号）	第11条	令和7年4月1日	福岡県運輸事業振興助成交付金の遂行状況報告
福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号）	第13条	令和7年4月1日	福岡県運輸事業振興助成交付金の実績報告
福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号）	第20条	令和7年4月1日	福岡県運輸事業振興助成交付金の取得財産処分承認申請
化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）	第3条第1項、第8条	令和7年4月1日	化製場又は死亡獣畜取扱場設置許可申請

福岡県化製場等の構造設備の基準等に関する条例（昭和59年福岡県条例第18号）	第13条第2項	令和7年4月1日	地位承継承認申請
と畜場法（昭和28年法律第114号）	第4条第2項	令和7年4月1日	と畜場設置許可申請
と畜場法施行令（昭和28年政令第216号）	第7条	令和7年4月1日	と畜検査申請
食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成29年法律第70号）	第4条第1項	令和7年4月1日	食鳥処理事業許可申請
食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成29年法律第70号）	第6条第1項	令和7年4月1日	食鳥処理場構造設備変更許可申請
食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成29年法律第70号）	第6条第3項	令和7年4月1日	食鳥処理事業許可事項変更届出
食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成29年法律第70号）	第7条第2項	令和7年4月1日	食鳥処理業者地位承継届出
食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成29年法律第70号）	第14条	令和7年4月1日	食鳥処理場（廃止、休止、再開）届出
食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成29年法律第70号）	第15条第6項	令和7年4月1日	食鳥検査申請
食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成29年法律第70号）	第16条第1項	令和7年4月1日	確認規程認定申請
食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成29年法律第70号）	第16条第2項	令和7年4月1日	確認規程変更認定申請
食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成29年法律第70号）	第16条第8項	令和7年4月1日	確認規程廃止届出
福岡県ふぐ取扱条例（昭和53年福岡県条例第38号）	第6条第1項	令和7年4月1日	ふぐ処理師免許申請
福岡県ふぐ取扱条例（昭和53年福岡県条例第38号）	第12条第1項	令和7年4月1日	ふぐ処理師免許証記載事項変更届出
福岡県ふぐ取扱条例（昭和53年福岡県条例第38号）	第12条第2項	令和7年4月1日	ふぐ処理師免許証再交付申請
福岡県ふぐ取扱条例施行規則（昭和54年福岡県規則第12号）	第8条第1項及び第2項	令和7年4月1日	ふぐ処理免許証返納届出

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）	第10条第2項	令和7年4月1日	第一種動物取扱業登録申請
動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）	第13条第2項、第10条第2項	令和7年4月1日	第一種動物取扱業登録更新申請
動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）	第14条第1項	令和7年4月1日	業務内容・実施方法変更届出
動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）	第14条第1項	令和7年4月1日	飼養施設設置届出
動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）	第14条第1項	令和7年4月1日	犬猫等販売業開始届出
動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）	第14条第2項	令和7年4月1日	第一種動物取扱業変更届出
動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）	第14条第3項	令和7年4月1日	犬猫等販売業廃止届出
動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）	第16条第1項	令和7年4月1日	第一種動物取扱業廃業等届出
動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）	第21条の5第2項	令和7年4月1日	動物販売業者等定期報告届出
動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）	第24条の2の2	令和7年4月1日	第二種動物取扱業届出
動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）	第24条の3第1項及び第2項	令和7年4月1日	第二種動物取扱業変更届出
動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）	第24条の3第2項	令和7年4月1日	飼養施設廃止届出
動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）	第24条の4第1項、第16条第1項	令和7年4月1日	第二種動物取扱業廃業等届出
動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）	第26条第2項	令和7年4月1日	特定動物飼養・保管許可申請

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）	第28条第1項	令和7年4月1日	特定動物飼養・保管変更許可申請
動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）	第28条第3項	令和7年4月1日	特定動物飼養・保管許可変更届出
動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）	第35条第1項及び第3項	令和7年4月1日	犬又は猫の引取申請
動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成18年環境省令第1号）	第2条第6項	令和7年4月1日	第一種動物取扱業登録証再交付申請
動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成18年環境省令第1号）	第13条第11号	令和7年4月1日	特定動物管轄区域外飼養・保管通知
動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成18年環境省令第1号）	第15条第6項	令和7年4月1日	特定動物飼養・保管許可証再交付申請
動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成18年環境省令第1号）	第16条第1項	令和7年4月1日	特定動物飼養・保管廃止届出
動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成18年環境省令第1号）	第20条第3号	令和7年4月1日	特定動物識別措置実施届出
ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）	第10条第2項、第15条、第19条	令和7年4月1日	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分終了又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄終了届出
ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）	第16条第2項、第19条	令和7年4月1日	保管事業者等の地位の承継届出
ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則（平成13年環境省令第23号）	第10条第2項、第11条、第21条、第28条	令和7年4月1日	ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管の場所等の変更届出
ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則（平成13年環境省令第23号）	第26条第2項、第36条	令和7年4月1日	ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の譲受け届出
福岡県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年福岡県条例第31号）	第2条第1項	令和7年4月1日	浄化槽保守点検業者登録申請

福岡県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年福岡県条例第31号）	第2条第3項	令和7年4月1日	浄化槽保守点検業者登録更新申請
福岡県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年福岡県条例第31号）	第6条第1項	令和7年4月1日	浄化槽保守点検業者営業区域変更登録申請
福岡県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年福岡県条例第31号）	第7条第1項	令和7年4月1日	浄化槽保守点検業者登録事項変更届出
浄化槽法（昭和58年法律第43号）	第5条第1項	令和7年4月1日	浄化槽設置（変更）届出
浄化槽法（昭和58年法律第43号）	第10条の2第1項	令和7年4月1日	浄化槽使用開始報告
浄化槽法（昭和58年法律第43号）	第10条の2第2項	令和7年4月1日	浄化槽技術管理者変更報告
浄化槽法（昭和58年法律第43号）	第10条の2第3項	令和7年4月1日	浄化槽管理者変更報告
浄化槽法（昭和58年法律第43号）	第11条の2第1項	令和7年4月1日	浄化槽使用休止届出
福岡県浄化槽法施行細則（昭和60年福岡県規則第51号）	第3条第1項	令和7年4月1日	浄化槽を設置しない旨の届出
福岡県浄化槽法施行細則（昭和60年福岡県規則第51号）	第3条第1項ただし書	令和7年4月1日	第3条第1項ただし書に基づく浄化槽設置届出事項変更届出
福岡県浄化槽法施行細則（昭和60年福岡県規則第51号）	第4条	令和7年4月1日	浄化槽工事完了届出
福岡県浄化槽法施行細則（昭和60年福岡県規則第51号）	第9条	令和7年4月1日	第9条に基づく浄化槽設置届出事項変更届出
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）	第8条第1項	令和7年4月1日	一般廃棄物処理施設設置許可申請
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）	第9条第1項	令和7年4月1日	一般廃棄物処理施設変更許可申請
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）	第9条第3項	令和7年4月1日	一般廃棄物処理施設軽微変更等届出
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）	第9条第4項	令和7年4月1日	一般廃棄物の最終処分場の埋立処分終了届出

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）	第9条第5項、第9条の2の3第2項	令和7年4月1日	一般廃棄物最終処分場廃止確認申請
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）	第9条の2の4第1項及び第2項	令和7年4月1日	熱回収施設設置者認定（更新）申請
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）	第9条の3第1項	令和7年4月1日	市町村の設置に係る一般廃棄物処理施設設置届出
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）	第9条の3第8項	令和7年4月1日	市町村の設置に係る一般廃棄物処理施設変更届出
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）	第9条の3第11項、第9条第4項	令和7年4月1日	市町村の設置に係る一般廃棄物の最終処分場の理立処分終了届出
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）	第9条の3第11項、第9条第5項	令和7年4月1日	市町村の設置に係る一般廃棄物最終処分場廃止確認申請
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）	第9条の5第1項	令和7年4月1日	一般廃棄物処理施設譲受け（借受け）許可申請
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）	第9条の6第1項	令和7年4月1日	合併・分割認可申請
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）	第15条の2の5第1項	令和7年4月1日	産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設設置届出
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）	第6条の7の2	令和7年4月1日	二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定廃止届出
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）	第17条第1項	令和7年4月1日	廃棄物再生事業者登録申請
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）	第20条	令和7年4月1日	廃棄物再生事業者登録変更届出
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）	第12条の7の17第5項	令和7年4月1日	一般廃棄物処理施設設置の特例に係る届出事項変更（廃止）届出
福岡県保健環境研究所手数料条例（昭和24年福岡県条例第76号）	第1条	令和7年4月1日	保健環境研究所が行う試験又は検査の依頼

公 告

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により新宮町から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和7年3月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡広域都市計画地区計画の変更（令和7年2月18日新宮町告示第17号）

公告

福岡県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則案について、次のとおり意見を募集します。

令和7年3月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 意見募集期間

令和7年3月14日から令和7年4月14日まで

2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県福祉労働部こども福祉課に備え置きます。

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和7年3月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

小郡市寺福童字三原境565番1、565番3の一部及び565番6

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

久留米市東櫛原町2869番地 1

株式会社しま屋

代表取締役 嶋田 麻耶

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和 7 年 3 月 14 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

小郡市大板井字屋敷132番 1 及び132番 4 並びに字蓮町133番 1 及び133番 4 並びにこれらの区域内の道路である市有地の一部

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大野城市月の浦一丁目19番 3 号

株式会社筑前國紙弥

代表取締役 戸渡 弥央

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和 7 年 3 月 14 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

糸島市志摩芥屋字松原77番28

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

福岡市南区大橋一丁目 4 番 5 号ニーズビル 3 F

株式会社 S t a r - S e v e n

代表取締役 福田 裕平

公告

河川法（昭和39年法律第167号）第16条の 2 第 1 項の規定に基づき、「長峡川水系河川整備計画」を変更したので、同条第 7 項において準用する同条第 6 項の規定により公表する。

その関係図書については、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県県土整備部河川整備課及び福岡県京築県土整備事務所に備え置く。

令和 7 年 3 月 14 日

福岡県知事 服部 誠太郎

公告

河川法（昭和39年法律第167号）第16条第 1 項の規定に基づき、「諏訪川（関川）水系河川整備基本方針」を定めたので、同条第 5 項の規定により公表する。

その関係図書については、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県県土整備部河川整備課及び福岡県南筑後県土整備事務所に備え置く。

令和 7 年 3 月 14 日

福岡県知事 服部 誠太郎

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第 1 項の規定により、太宰府市高雄一丁目土地区画整理組合設立準備委員長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第 3 項の規定により公示する。

令和 7 年 3 月 14 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（2級基準点測量、3級基準点測量）

2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
太宰府市高雄一丁目 外	令和 7 年 2 月 25 日から 令和 7 年 6 月 30 日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、須恵町長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和 7 年 3 月 14 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 測量の種類
公共測量（3級基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実 施 地 域	終 了 年 月 日
糟屋郡須恵町大字佐谷地内	令和 7 年 1 月 30 日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和 7 年 3 月 14 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 測量の種類
公共測量（基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実 施 地 域	終 了 年 月 日
北九州市小倉南区沼緑町四丁目	令和 7 年 2 月 17 日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和 7 年 3 月 14 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 測量の種類
公共測量（3級基準点測量（3点））
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実 施 地 域	終 了 年 月 日
北九州市八幡西区京良城町ほか	令和 7 年 2 月 18 日

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和 7 年 3 月 14 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
宗像市原町1332番の一部及び字渡井田261番1から261番13まで
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
北九州市小倉北区明和町9-1
株式会社海王
代表取締役 竹下 晃平

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による告示があったので、都市計画事業の施行について同法第66条の規定によ

り次のように公告する。

令和7年3月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 都市計画事業の種類及び名称

福岡広域都市計画道路事業 3・3・1-21号 長浜太宰府線

2 施行者の名称

福岡県

3 事務所の所在地

福岡県建築都市部公園街路課 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県那珂県土整備事務所 大野城市白木原三丁目5番25号

4 事業地の所在

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和7年3月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

土地改良区名	認可年月日
矢部川左岸土地改良区	令和7年3月5日

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和7年3月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

春日市小倉東二丁目22番の一部、23番1、23番3及び23番4並びにこれらの区域内の道路・水路である市有地の一部

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北九州市八幡西区幸神四丁目7番6号

辰巳開発株式会社

代表取締役 今村 誠児

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第5号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県認定こども園の認定要件に関する条例施行規則（平成18年福岡県規則第77号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県福祉労働部子育て支援課に備え置きます。

令和7年3月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 意見を募集しなかった理由

国の機関（内閣府及び文部科学省）が行政手続法（平成5年法律第88号）第39条第1項の規定による手続を実施して定めた就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する件（令和6年内閣府・文部科学省告示第3号）と実質的に同一の規則を定めるものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第5号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 規則の公布日

令和7年3月11日

公安委員会

福岡県公安委員会告示第82号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の2第4項第1号イの規定に基づき、技能検定員審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第2条の規定により、次のように公示する。

令和7年3月14日

福岡県公安委員会

1 審査の種類

技能検定員審査

2 審査に係る運転免許の種類

法第84条第3項及び第4項に規定する運転免許の種類とする。

ただし、小型特殊免許、原付免許、大型特殊第二種免許及び牽引第二種免許を除く。

3 審査の方法

規則第4条第1項又は同条第2項に規定する審査方法によって実施する。

4 審査の実施年月日時、場所等

日 時	項目	場 所	審査種別	
令和7年4月14日（月曜日） 午前9時00分から午後3時00分まで	知識	福岡市中央区天神4丁目4番27号 ベストアメニティ天神ビル 福岡県指定自動車学校協会	/	
令和7年4月15日（火曜日） 午前9時00分から午後3時00分まで				
令和7年4月21日（月曜日） 午前9時00分から午後5時00分まで	技能	大野城市下大利3丁目2番20号 南福岡自動車学校		普通免許及び普通第二種免許
令和7年4月22日（火曜日） 午前9時00分から午後5時00分まで		北九州市小倉北区西港町15番地の5 西港自動車学校		大型、中型、準中型、大型特殊及び牽引免許
令和7年4月23日（水曜日） 午前9時00分から午後5時00分まで		福岡市南区花畑4丁目8番1号 マイマイスクール花畑	大型二輪及び普通二輪免許	

5 審査の申請手続及び受付期間

(1) 審査の申請手続

ア 提出書類

- 審査申請書（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートルの写真を貼付したもの）
- 審査自動車を運転することができる運転免許証（仮運転免許証を除く。）両面の写し
なお、免許情報記録個人番号カードによる場合は、これを提示すること。
- 次の表に掲げる審査手数料（福岡県領収証紙によること。）

審査に係る運転免許の種類	審査手数料
大型免許、中型免許及び準中型免許	23,750円
普通免許	19,800円
大型二輪免許、普通二輪免許、大型特殊免許及び牽引免許	14,450円
大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許	22,200円

- 規則第17条及び附則による審査細目の一部を免除される者に該当する場合は、これを証明する書面
- ※ 審査申請書は、福岡県警察本部交通部運転免許試験課で交付する。
郵便により審査申請書を請求する場合は、宛先及び郵便番号を明記し、110円切手を貼付した返信用封筒を必ず同封すること。
- ※ 審査申請書を受理した後は、理由の如何にかかわらず審査手数料の返還は行わない。

イ 提出先

福岡県警察本部交通部運転免許試験課教習所係

- ※ 郵送による審査申請を行う場合は、必ず郵便書留によること。

(2) 受付期間

ア 審査申請の受付期間は、公示の日から令和7年3月31日（月曜日）まで（福岡県の休日定める条例（平成元年福岡県条例第23号）に規定する県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

イ 郵送による審査申請の申込みは、公示の日から令和7年3月31日（月曜日）ま

での消印があるものを有効とする。

6 その他

- (1) 審査を受ける際は、運転免許証（仮運転免許証を除く。）又は免許情報記録個人番号カードを携帯しておくこと。
- (2) 第二種免許に係る審査を受審する者は、当該第二種免許に対応する第一種免許に係る技能検定員資格者証を受けていること。
- (3) 審査に合格した者に対しては、技能検定員審査合格証明書を交付する。
- (4) 審査に合格した者であっても、法第99条の2第4項第2号イからホまでのいずれかに該当する者は、技能検定員資格者証の交付を受けることはできない。
- (5) 審査手続等の問い合わせは、福岡県警察本部交通部運転免許試験課教習所係に対して行うこと。

連 絡 先 福岡県警察本部交通部運転免許試験課教習所係
 郵便番号 811-1392
 所 在 地 福岡市南区花畑四丁目7番1号
 電話番号 092-566-2892

雑 報

西日本宝くじ事務協議会告示第1号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2487回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

令和7年3月14日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名 称 第2487回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及 び 所 在 地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 400,000,000円

10万通 40組

- 4 証 票 金 額 1枚 100円
- 5 発 売 期 間 令和7年4月1日から
令和7年4月22日まで
- 6 抽 せ ん 日 令和7年4月25日
- 7 当せん金支払開始日 令和7年5月1日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	10,000,000 円	2 本
前 後 賞	2,500,000 円	4 本
組 違 い 賞	100,000 円	78 本
2 等	300,000 円	40 本
3 等	30,000 円	800 本
4 等	5,000 円	4,000 本
5 等	1,000 円	40,000 本
6 等	100 円	400,000 本

9 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第2号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2488回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

令和7年3月14日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本

・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名 称 第2488回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及 び 所 在 地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 200,000,000円
100万通
- 4 証 票 金 額 1 枚 200円
- 5 発 売 期 間 令和7年4月1日から
令和7年4月15日まで
- 6 当せん金支払開始日 令和7年4月1日
- 7 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	3,000,000 円	10 本
2 等	50,000 円	100 本
3 等	10,000 円	3,000 本
4 等	2,000 円	5,000 本
5 等	200 円	100,000 本

8 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第3号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2489回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

令和7年3月14日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名 称 第2489回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及 び 所 在 地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 200,000,000円
100万通
- 4 証 票 金 額 1 枚 200円
- 5 発 売 期 間 令和7年4月16日から
令和7年4月29日まで
- 6 当せん金支払開始日 令和7年4月16日
- 7 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	1,000,000 円	20 本
2 等	50,000 円	100 本
3 等	10,000 円	3,500 本
4 等	2,000 円	7,500 本
5 等	200 円	100,000 本

8 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第4号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2490回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

令和7年3月14日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名 称 第2490回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 250,000,000円
10万通 25組
- 4 証票金額 1枚 100円
- 5 発売期間 令和7年4月23日から
令和7年5月6日まで
- 6 抽せん日 令和7年5月9日
- 7 当せん金支払開始日 令和7年5月14日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金額	当せんの数
1 等	15,000,000 円	1 本
前後賞	2,500,000 円	2 本
組違い賞	100,000 円	24 本
2 等	300,000 円	25 本
3 等	30,000 円	500 本
4 等	5,000 円	2,500 本
5 等	1,000 円	25,000 本

6 等	100 円	250,000 本
-----	-------	-----------

9 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第5号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2491回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

令和7年3月14日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名 称 第2491回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 300,000,000円
150万通
- 4 証票金額 1枚 200円
- 5 発売期間 令和7年4月23日から
令和7年5月13日まで
- 6 当せん金支払開始日 令和7年4月23日
- 7 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金額	当せんの数
1 等	2,000,000 円	15 本

2	等	50,000 円	150 本
3	等	10,000 円	5,250 本
4	等	2,000 円	11,250 本
5	等	200 円	150,000 本

8 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第6号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2492回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

令和7年3月14日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名 称 第2492回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及 び 所 在 地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 300,000,000円
150万通
- 4 証 票 金 額 1 枚 200円
- 5 発 売 期 間 令和7年5月14日から
令和7年6月10日まで
- 6 当せん金支払開始日 令和7年5月14日
- 7 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	3,000,000 円	9 本
2 等	50,000 円	60 本
3 等	10,000 円	5,250 本
4 等	2,000 円	15,000 本
5 等	200 円	150,000 本

8 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第7号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2493回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

令和7年3月14日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名 称 第2493回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及 び 所 在 地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 300,000,000円
10万通 30組
- 4 証 票 金 額 1 枚 100円
- 5 発 売 期 間 令和7年5月28日から
令和7年6月17日まで

- 6 抽 せ ん 日 令和7年6月20日
 7 当せん金支払開始日 令和7年6月25日
 8 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	20,000,000 円	1 本
前 後 賞	5,000,000 円	2 本
組 違 い 賞	100,000 円	29 本
2 等	300,000 円	30 本
3 等	30,000 円	600 本
4 等	5,000 円	3,000 本
5 等	1,000 円	30,000 本
6 等	100 円	300,000 本

9 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
 (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第8号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2494回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

令和7年3月14日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

1 名 称 第2494回西日本宝くじ

- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
 及 び 所 在 地 東京都千代田区大手町1-5-5
 3 発売総額及び通数 500,000,000円
 10万通 25組
 4 証 票 金 額 1 枚 200円
 5 発 売 期 間 令和7年6月7日から
 令和7年6月24日まで
 6 抽 せ ん 日 令和7年6月27日
 7 当せん金支払開始日 令和7年7月2日
 8 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	30,000,000 円	1 本
前 後 賞	10,000,000 円	2 本
組 違 い 賞	100,000 円	24 本
2 等	1,000,000 円	25 本
3 等	10,000 円	2,500 本
4 等	2,000 円	25,000 本
5 等	200 円	250,000 本
幸運のクーちゃん賞	30,000 円	750 本

9 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
 (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第9号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2495回

西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

令和7年3月14日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名 称 第2495回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及 び 所 在 地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 300,000,000円
10万通 30組
- 4 証 票 金 額 1枚 100円
- 5 発 売 期 間 令和7年6月18日から
令和7年7月8日まで
- 6 抽 せ ん 日 令和7年7月15日
- 7 当せん金支払開始日 令和7年7月20日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	10,000,000 円	1 本
前 後 賞	2,500,000 円	2 本
組 違 い 賞	100,000 円	29 本
2 等	300,000 円	90 本
3 等	10,000 円	900 本
4 等	5,000 円	3,000 本
5 等	1,000 円	30,000 本
6 等	100 円	300,000 本

9 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第10号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2496回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

令和7年3月14日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名 称 第2496回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及 び 所 在 地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 600,000,000円
10万通 30組
- 4 証 票 金 額 1枚 200円
- 5 発 売 期 間 令和7年6月25日から
令和7年7月10日まで
- 6 抽 せ ん 日 令和7年7月15日
- 7 当せん金支払開始日 令和7年7月20日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	30,000,000 円	1 本
前 後 賞	10,000,000 円	2 本

組 違 い 賞	100,000 円	29 本
2 等	1,000,000 円	60 本
3 等	5,000 円	6,000 本
4 等	2,000 円	30,000 本
5 等	200 円	300,000 本
特 別 賞	10,000 円	600 本

9 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第11号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2497回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

令和7年3月14日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名 称 第2497回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及 び 所 在 地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 300,000,000円
150万通
- 4 証 票 金 額 1 枚 200円
- 5 発 売 期 間 令和7年6月25日から

令和7年7月15日まで

6 当せん金支払開始日 令和7年6月25日

7 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	2,000,000 円	15 本
2 等	50,000 円	60 本
3 等	10,000 円	750 本
4 等	2,000 円	6,000 本
5 等	200 円	450,000 本

8 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第12号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2498回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

令和7年3月14日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名 称 第2498回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及 び 所 在 地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 400,000,000円
200万通

- 4 証 票 金 額 1 枚 200円
- 5 発 売 期 間 令和 7 年 7 月 16 日 から
令和 7 年 8 月 12 日 まで
- 6 当せん金支払開始日 令和 7 年 7 月 16 日
- 7 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	1,000,000 円	40 本
2 等	50,000 円	200 本
3 等	10,000 円	7,000 本
4 等	2,000 円	15,000 本
5 等	200 円	200,000 本

8 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第13号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2499回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

令和 7 年 3 月 14 日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名 称 第2499回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及 び 所 在 地 東京都千代田区大手町 1 - 5 - 5

- 3 発売総額及び通数 300,000,000円
10万通 30組
- 4 証 票 金 額 1 枚 100円
- 5 発 売 期 間 令和 7 年 8 月 6 日 から
令和 7 年 8 月 26 日 まで
- 6 抽 せ ん 日 令和 7 年 8 月 29 日
- 7 当せん金支払開始日 令和 7 年 9 月 3 日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	15,000,000 円	1 本
前 後 賞	2,500,000 円	2 本
組 違 い 賞	100,000 円	29 本
2 等	300,000 円	30 本
3 等	30,000 円	600 本
4 等	5,000 円	3,000 本
5 等	1,000 円	30,000 本
6 等	100 円	300,000 本

9 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第14号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2500回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

令和 7 年 3 月 14 日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名 称 第2500回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 300,000,000円
150万通
- 4 証 票 金 額 1枚 200円
- 5 発 売 期 間 令和7年8月13日から
令和7年8月26日まで
- 6 当せん金支払開始日 令和7年8月13日
- 7 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	1,000,000 円	30 本
2 等	10,000 円	8,250 本
3 等	200 円	150,000 本

8 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第15号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2501回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

令和7年3月14日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名 称 第2501回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 700,000,000円
10万通 35組
- 4 証 票 金 額 1枚 200円
- 5 発 売 期 間 令和7年9月3日から
令和7年9月18日まで
- 6 抽 せ ん 日 令和7年9月26日
- 7 当せん金支払開始日 令和7年10月1日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	30,000,000 円	1 本
前 後 賞	10,000,000 円	2 本
組 違 い 賞	100,000 円	34 本
2 等	300,000 円	70 本
3 等	10,000 円	10,500 本
4 等	1,000 円	35,000 本
5 等	200 円	350,000 本
十 五 夜 賞	30,000 円	1,050 本

9 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができ

- ない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第16号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2502回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

令和7年3月14日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名 称 第2502回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 200,000,000円
100万通
- 4 証票金額 1枚 200円
- 5 発売期間 令和7年9月10日から
令和7年9月30日まで
- 6 当せん金支払開始日 令和7年9月10日
- 7 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金額	当せんの数
1 等	2,000,000 円	10 本
2 等	50,000 円	60 本
3 等	10,000 円	3,600 本
4 等	2,000 円	8,000 本
5 等	200 円	100,000 本

8 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第17号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2503回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

令和7年3月14日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名 称 第2503回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 250,000,000円
10万通 25組
- 4 証票金額 1枚 100円
- 5 発売期間 令和7年9月24日から
令和7年10月14日まで
- 6 抽 せ ん 日 令和7年10月17日
- 7 当せん金支払開始日 令和7年10月22日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金額	当せんの数
1 等	10,000,000 円	2 本
前後賞	2,500,000 円	4 本
組違 い 賞	100,000 円	48 本

2	等	300,000 円	25 本
3	等	10,000 円	250 本
4	等	5,000 円	2,500 本
5	等	1,000 円	25,000 本
6	等	100 円	250,000 本

9 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

福岡県生活衛生営業審議会公告

公衆浴場入浴料金の今後のあり方についての答申案に関し、審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱（平成12年2月29日11行改推第92号）第8条第1項の規定により、提出された意見の要旨及び知事への答申について次のとおり公表します。

令和7年3月14日

福岡県生活衛生営業審議会 会長 笹 川 洋 平

1 提出された意見の要旨

期間内に提出された意見の総数 0件

2 知事への答申

公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和32年厚生省第38号）第2条に基づく料金の指定については、大人は現行の480円から70円の値上げを行い550円とし、中人、小人はそれぞれ200円、100円のまま据え置くことが適当である。

料金の改定は、令和7年4月1日からとすることが適当である。

(理由)

- 1 前回（令和5年4月1日）の公衆浴場入浴料金改正以降も、依然として燃料費をはじめとした物価の高騰が続いていることから、公衆浴場営業者から料金引き上げの要望がなされたこと。

2 このほど県が実施した公衆浴場経営実態調査結果に基づき、収入および必要経費の両面から算定した料金単価は大人ベースで551円であり、現行料金480円との差額は71円であったこと。

3 答申後、一定の周知期間を経て速やかに実施することが望ましいことから、今回の答申に基づく改定は令和7年4月1日からとすることが適当と考えられること。
(補足意見)

地域の公衆衛生の向上及び増進のため、県及び市町村にあつては、これまで普通公衆浴場の経営の安定と施設の確保を目的に所要の助成措置が講じられており、営業者にあつては、種々の取組の実施など自助努力がなされているところである。しかしながら、燃料費や光熱水費といった必要経費の価格高騰など、普通公衆浴場を取り巻く経営環境はさらに厳しさを増している。

普通公衆浴場に課せられた自家風呂を持たない住民に対する入浴機会の提供という社会的使命や、高齢者をはじめとする地域住民相互の交流促進、地域住民の健康づくりや親子のふれあいの場といった役割を十分に斟酌され、営業者にあつては季節のイベント開催など集客のための様々な取組を推進し、行政関係者にあつては営業者の取組の広報強化や公的助成の充実、新たな活用方法の検討など、その振興による施設の確保に努める必要がある。